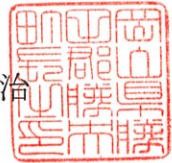


勝央町告示第24号

勝央町建設工事等最低制限価格取扱要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月26日

勝央町長 水 嶋 淳 治



勝央町建設工事等最低制限価格取扱要領の一部を改正する告示

勝央町建設工事等最低制限価格取扱要領(平成25年勝央町告示第101号)の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第5条を次のように改める。

(最低制限価格の算定方法等)

第5条 電子入札による場合の最低制限価格は、予定価格（消費税額及び地方消費税の額を含まない。以下同じ。）に、次の率を乗じて算定した額とする。

(1) 建設工事は、次の計算式により算定した額とする。ただし、予定価格に消費税額及び地方消費税の額を加えた額が1千万円未満の場合、算定した額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、予定価格に消費税額及び地方消費税の額を加えた額が1千万円以上の場合、算定した額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。予定価格×（基準率－（0.0015X+0.00015Y））

(2) 測量、建設コンサルタント業務等は、次の計算式により算定した額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。予定価格×（基準率＋（0.0015X+0.00015Y））

2 電子入札の場合、入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の

数字をYに代入するものとする。

- 3 紙入札の場合、決定くじ番号の数字をX及びYに代入するものとする。
- 4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であつて第1項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定するものとする。

第6条中「最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした入札者は、再度の入札に参加できないものとし、」を削り、「申込みをした入札者」を「入札した者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、1回目の入札で最低制限価格を下回る入札した者は、再入札に参加できないものとする。

第7条中「申込みをした入札者」を「入札した者」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事等から適用する。